

〈声明〉 特定秘密保護法案に対して

「治安維持法」の再来は許さない

横浜事件を語り、伝える会

(<http://yokohama-jiken.sakura.ne.jp/>)

私たちは、横浜事件の再審裁判に、24年にわたって取り組んだ事件被害者の遺族とその支援者グループです。

横浜事件は太平洋戦争下に引き起こされた日本近代史上最大の思想・言論弾圧事件です。改造社、中央公論社などの出版編集者や研究者ら約90名が特高警察により検挙され、凄惨な拷問と長期拘留により5名が獄死、さらに先の2社は発行していた総合雑誌『改造』『中央公論』もろともに取り潰されてしまいました。

1945年8月の敗戦前後、33名が起訴され、どさくさまぎれのやっつけ裁判により有罪となったため、1986年、事件被害者9名が再審を申し立てたのでした。

最初の裁判から、なぜ41年もたって再審を申し立てたのか？

最大の理由は、前年の85年、中曽根内閣の下で「国家秘密法案」(スパイ防止法案)が上程され、いったんは廃案となったものの、なお修正案が準備されていたからです。

横浜事件は、「治安維持法」違反を理由に引き起こされました。

治安維持法は「国体の変革」「私有財産の否認」を目的とするいっさいの行為を罰するという法律で、条文中の「目的遂行ノ為ニスル行為」が無限の拡大解釈を生みました。じっさい、横浜事件の被害者たちも、当初は自分が何の容疑で検挙されたのか本人自身わからなかったのです。特高が作り出した“虚構の犯罪”だったからです。

1986年の国家秘密法案も、何を防衛・外交上の「秘密」とするかは「行政機関の長が指定する」とされていました。つまり、「行政機関の長」の一存で、「秘密」は自在に作り出されるのです。その本質は「目的遂行ノ為」の解釈と同じです。

したがって、横浜事件の被害者たちはその残酷な体験から、治安維持法に重なる弾圧法規の再現は絶対に許してはならぬとして、やっつけ裁判で闇に葬られた自分たちの体験を法廷で明らかにしたいと考え、再審に踏み切ったのです。

再審裁判は第一次から四次にわたり、24年間を費やして、2010年、判決そのものは「免訴」に終わりましたが、最後の刑事補償審において横浜地裁・大島裁判長は、横浜事件は特高警察と思想検事・思想判事による権力犯罪であったことを明確に認め、「法的障害」さえなければ「無罪」を言い渡すべきことを明言しました。

それからまだわずか3年半、「特定秘密保護法案」が出現しました。今回もまた「秘密」は「行政機関の長」が指定する、となっています。中身は、国家秘密法案とまったく同じです。もしこれを認めれば、24年にわたった横浜事件・再審裁判は何のための裁判だったかを問われることとなります。

本質は治安維持法の再来というべき「特定秘密保護法案」の成立を、私たちは断じて許すことはできません。

(2013年11月上旬)